



| | |
|--------------|---|
| Title | 『北畠准后伝』と神戸能房編『伊勢記』 |
| Author(s) | 勢田, 道生 |
| Citation | 語文. 2011, 97, p. 14-27 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/69182 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『北畠准后伝』と神戸能房編『伊勢記』

勢 田 道 生

はじめに

近世以前に成立した北畠親房の伝記には数種があり、その概略については、久保田収氏の解説が備わる¹⁾。このうち、本稿が検討の対象とするのは、田中勘兵衛旧蔵本を共通祖本とするとされる『北畠准后伝』(以下、『准后伝』と略称)である。同書は、親房の著作として現存が確認できない五種の文献を挙げるなど、注目すべき内容をもつ。

『准后伝』の成立時期については、室町時代とする説と、近世前期以後とする説とがある。

室町時代とするのは、山田孝雄「北畠親房卿年譜²⁾略」が最も早く、氏は『准后伝』について、「その時代を明かにせねど、室町時代の著なるべく、中に親房の日記などを材料とせるあり、悉く信ずべからずと雖も、全然無稽のものにあらず」とする。続いて、『准后伝』についての専論として、大島延次郎「北畠准后伝考」³⁾

がある。同論は、『准后伝』と『増鏡』・『公卿補任』などを比較し、さらに傍証として「本書の巻末に収録せらるる北畠系図が、天正四年に尽きてゐる」ことを根拠に、「何となく新しく感ぜられて、室町時代も末期頃かと推測せられる」とし、その内容について、「当時北畠家に襲蔵せられたる文書及び記録を中心史料として述作せられたのであらうか。甚だ精細を極めてゐる」とする。これらを承けて平泉澄氏も、「正に古伝を存して誤らない」とし⁴⁾、久保田収氏も、「北畠関係者に伝承されたものとして注目に値しよう。…室町時代後期の成立と考へて差支へあるまい」とする。ただし、これらの説には、『准后伝』を室町期の成立とする十分な証拠が示されておらず、無条件で是認することはできない。

これに対し、平田俊春氏が『准后伝』について、『続本朝通鑑』(寛文十年成立)⁵⁾以後の成立とするのは、『准后伝』が南朝の興国改元を延元五年とすることによる。すなわち、南朝の興国改元は、近世前期には一般に延元四年と誤られていたのに対し、『続本朝

通鑑』は、寛永年間に榊原忠次によって『関城書』とともに発見された『元弘日記裏書』に拠って興国改元を延元五年に正しており、『准后伝』の興国改元説には、『統本朝通鑑』の「影響がある」と推定される」とするのである。ただし、同論には、『准后伝』が直接『元弘日記裏書』を参照した可能性⁽⁸⁾についての言及がなく、この説についても、さらに確実な根拠が必要である。

以上のように、『准后伝』の成立時期は、いまだ十分に明らかでないのだが、一方、稿者はさきに、『勢州軍記』その他の作者である神戸能房（初名良政、慶長一四？⁽⁹⁾寛文六⁽¹⁰⁾）が編纂した編年史・『伊勢記』（寛文二一六年頃編纂か）の内容について述べ、その際、『伊勢記』には『准后伝』と一致する記事が多く認められることに触れた。

その一例として、ここでは、北畠親房の薨去についての記事を示しておく。親房の薨去については、『常楽記』文和三（南朝正平九）年条に、「四月十七日。北畠入道（一品准后寛空）⁽¹¹⁾於紀州賀名生⁽¹²⁾円寂。」とあるのが、最も信頼できるものと考えられている。この記事には、大和の賀名生を紀州とするという誤りはあるが、『常楽記』は「数代にわたつて書き継いだ当時の記録と考へられ⁽¹³⁾」るといのが、その理由である。

これに対し、『准后伝』文和三三年条は親房について、九月十五日に大和国宇陀郡福西の灌頂寺阿弥陀院で薨じたと伝える⁽¹⁴⁾。

中院一品准后親房公者、閑居和州宇陀郡福西庄灌頂寺阿弥陀院、而九月十五日薨、春秋六十二歳、有遺言⁽¹⁵⁾云、

一方、『伊勢記』文和三三年条にも次のようであり、親房の薨去は九月十五日のこととされている⁽¹⁶⁾。

九月十五日、「中院一品准后」親房公薨⁽¹⁷⁾六十二歳、

なお、親房が福西に住したことも、『伊勢記』は康永三年条に、

「又此」春、「南帝被恩賜和州宇陀郡於」中院准后親房、「自後」休沐⁽¹⁸⁾和州

宇陀郡、居住福西庄、二云云、

と記しており、灌頂寺阿弥陀院についても、貞和元年条に、

「此」冬、親房公獻撰熱田本記⁽¹⁹⁾「被獻」南帝也⁽²⁰⁾、「又」

冬、親房公立阿弥陀院於和州宇陀郡福西灌頂⁽²¹⁾院寺⁽²²⁾甫⁽²³⁾中⁽²⁴⁾也、

以嚴祐律師為住持、真言宗也、二云云、

と記されている。

両書の共通点はこの他にも多く、『伊勢記』は『准后伝』の成立について考える上で、大きな手掛かりになるだろう。よって、本稿では、『伊勢記』との関係を視座として『准后伝』の成立時期について検討する。

一、親房の官歴と「公卿補任」

先にも触れたように、大島延次郎氏は『准后伝』と「公卿補任」とを比較し、その結論として、両書の記載は「概ね一致するも、瑣細なる点に於て相違する」としている。ただし、大島氏は、『准后伝』が「公卿補任」を資料源としているかどうかについては言及されていないため、まずは『准后伝』の左の記事により、この点を確認しておく。

二月十八日、叙正五位下、五歳、宣賜去正月廿九日位記宣下
公量資親等朝臣、
〔准后伝〕永仁五年

親房とともに、公量・資親が正五位下の位記を賜ったことは、『公卿補任』によって裏付けられるが、公量と資親についての記載は、親房の伝記としての『准后伝』には必要ない。にもかかわらず、『准后伝』がこれを記しているのは、『准后伝』が『公卿補任』の左の記載を引き写しにしたからだろう。

同五二十八正五下（宣賜去正月廿九位記宣下。公量資親等朝臣）
〔公卿補任〕延慶元年親房項

この他にも、『准后伝』の本文には『公卿補任』と一致する部分があり、直接的か間接的かは断じがたいが、『准后伝』の情報源に『公卿補任』があったことは、まず間違いない。

一方、稿者は前稿で、『伊勢記』が多く『公卿補任』を利用して、いることを指摘した。親房の叙正五位下についても左のようにあり、『公卿補任』・『准后伝』との一致が確認できる。

二月十八日、源親房叙正五位下（五歳、宣賜去正月廿九日位記宣下。公量資親等朝臣）、
〔伊勢記〕永仁五年

ただし、大島氏も指摘されるとおり、『准后伝』に記される親房の官歴には、『公卿補任』と相違する部分もある。これについて、大島氏の指摘される五つの記事のうち、『准后伝』の誤写と考えられる任兵部権大輔の記事（正安二年）を除く四例について、『公卿補任』と『准后伝』・『伊勢記』とを比較する。

①任左少将（嘉元元年／二年）

『公卿補任』が「嘉元々正廿左少将」（延慶元年親房項）とするのに対し、『准后伝』は嘉元二年正月二十日とする。これについて、大島氏は誤写の可能性を指摘されているが、『伊勢記』も『准后伝』と同じく、嘉元二年正月二十日とする。

なお、叙正四位下と任右中将についても、『公卿補任』は嘉元元年とする（それぞれ十二月十七日・同三十日）が、『准后伝』と『伊勢記』は嘉元二年とする（月日は『公卿補任』と同じ）。

②任権左少将／権左中弁（嘉元三年）

『公卿補任』が「同三十一、十八権左少将」（延慶元年親房項）とするのに対し、『准后伝』嘉元三年条は「十二月三十日、任権左中弁、十三歳、父師重卿辞大納言而申任之」とし、『伊勢記』嘉元三年条も、「同三十日、…○大納言「源」師重辞大納言、以男左近中将親房申任権左中弁」とする。これらは、『公卿補任』嘉元三年条の、親房の父・師重の項に、「十二月卅日辞職。以男正四位下左中将親房朝臣申任権左中弁。但今度大納言不被召之。」とあるのに拠るものだろう。

右の『公卿補任』師重項の記載には混乱があり、そのまま史実と認めることはできないのだが、師重による親房の権左中弁申任が認められなかったのは事実である。しかし、『准后伝』と『伊勢記』は、ともに嘉元三年師重項に基づき、十二月三十日に権左中弁に任ぜられたとするのである。

③任左少弁／任左中弁（徳治元年）

『公卿補任』が「徳治元十二年左少弁」（延慶元年親房項）とするのに対し、『准后伝』と『伊勢記』はともに、同日に左中弁に転じたとする。先に見た通り、『准后伝』と『伊勢記』は、嘉元三年に権左中弁に任ぜられたとしているから、ここで任左少弁とすると、昇進次第が矛盾する。『准后伝』と『伊勢記』が任左中弁とするのは、この矛盾を解消しようとしたものか。

④法名（元徳二年）

『公卿補任』が親房の法名を「宗玄」とする（元徳二年親房項）のに対し、『准后伝』と『伊勢記』は、ともに「寛元」とする。¹⁹⁾

なお、『准后伝』は親房の法名について、「或云、親房卿法名宗玄者非也、保暦間記誤書宗玄、後人亦以之写公卿補任乎^云」と記しているが、一方、『伊勢記』も「千異作宗玄者非也」と注記しており、両書は『公卿補任』の「法名宗玄」という記載を「非」とするという点でも一致する。

以上のように、『准后伝』と『伊勢記』の記載は、『公卿補任』と齟齬する部分においても一致する。これにより、両書にきわめて密接な関係があることが窺える。

二、典籍関係の記事

次に、『准后伝』と『伊勢記』とに記される典籍関係の記事について検討する。

先にも触れたとおり、山田孝雄氏は、『准后伝』に「親房の日記などを材料とせる」部分があることに注目されている。よって、まずは『准后伝』における親房の日記についての記載について確認する。『准后伝』の該当記事は、左の通りである。

太平記曰親房卿在吉野而掌万機政者非也、此時在吉野而掌万機政者近衛関白左大臣経忠公也、凡太平記非説繁多也、以親房卿日記等可考之、
(曆応二年)

一方、『伊勢記』応安四年条も、「親房日記」について、左のように言及している。

曲《古倣》人云、太平記《謀多》年月日《次》不倣、又名官《位姓名誤》多、《或闕》事《段》多或《誤》事《偽多》、《非実録》、凡帝《奇》怪事《皆偽也》、《又書札皆作物也》、文法《初中後》一様、《以可見云云》、井ノ下、別書也、《増鏡・正統記・保暦間記・公卿補任・親房日記・日並記・諸家系図・諸国年代記・新葉集・園太曆、其外家々文書考之》、則《可知》其誤《兼載》、：

この他にも『伊勢記』には親房の日記に言及する部分があり、それらによると、『伊勢記』は『元弘日記裏書』を親房の日記と考えていたらしい。これに対し、『准后伝』にいう「親房卿日記」の内容は明らかでないが、右のように、『准后伝』と『伊勢記』

とは、親房の日記に言及するというだけでなく、同書を『太平記』の誤りを正す史料として挙げるという点でも一致する。

また、『准后伝』には、親房が撰述したという十二の文献についての記事があり、これらは、平泉澄氏が「未だ曾て他書に現はれないものが、其半を占めてゐる」とされるとおり、『准后伝』

【表1】『准后伝』撰述・書写関係記事と『伊勢記』の該当記事

| | | | |
|----------|----------------|--------------------------|----------------|
| 禁詠集 | 建武元 | 『伊勢記』年月日 (ナシ) | 記事内容 親房撰 |
| 建武年中行事 | 建武四・春 文和元・冬 | 建武四・二 同上 | 後醍醐天皇撰 親房書写 |
| 延元礼節 | 建武四・春 | 同上 | 親房撰 |
| 鹿嶋香取両社勅文 | 暦応元・十二・廿七 | 同上 | 親房撰 |
| 神皇正統記 | 暦応二・九 | 同上 | 親房撰 |
| 職原抄 | 暦応三・二 | 同上 | 親房撰 |
| 二十一社記 | 貞和三・十 | 同上 | 顯統書写 |
| 獲麟書 | 暦応四・春 | 同上 | 親房撰 |
| 元元集 | 康永元・七・三 | 同上 | 親房撰 |
| 熱田本記 | 康永三 | 同上 | 親房撰 |
| 東家秘伝 | 貞和元 | 貞和元・冬 | 親房撰 |
| 神教秘伝 | 貞和二 | 同上 | 親房撰 |
| 古今集新注 | 貞和三・春 | 貞和三(抹消) 貞和三・正(春を正月に訂) | 親房撰 親房撰(抹消) |

の中でも極めて特徴的な記事といふべきものである。

左の【表1】は、『准后伝』に見える典籍の著述・書写に関する記事と、これに対応する『伊勢記』の記事とを対照したものである。これによると、『准后伝』に記される記事は、『禁詠集』についての一例を除き、すべて『伊勢記』に対応記事が確認される。

うち、『建武年中行事』・『神皇正統記』・『職原抄』についての記事は、各書の序あるいは奥書に基づくものと思われるが、一方、『二十一社記』・『元元集』・『東家秘伝』については、これらの記事を裏付ける情報源は確認されず、さらに、『延元礼節』・『鹿嶋香取両社勅文』・『神教秘伝』に至っては、伝本の存在はおろか、他書への所見すら確認されていない。にもかかわらず、『准后伝』と『伊勢記』とは、ともにこれらを親房の著として挙げ、その撰述されたという時期も、ほぼ一致するのである。ここから見ても、両書に密接な関係があることは、間違いない。

なお、『伊勢記』には、『准后伝』には記されていない伝来情報を記す部分がある。例えば、『伊勢記』暦応四年春条の『二十一社記』撰述記事には、左のようにある。

「此春、南朝北島一品親房卿献撰二十一社記一卷、
「献」于南帝、此書者皇孫祈御願諸社也、并諸人以
神明之加護可脩其身法也、彼曲筆後代在京都、本

抹消部分によると、『二十一社記』の親房自筆本は京都に伝存し、「鹿嶋神主中臣某」が初めて伝えたと⁽²⁴⁾いう。その真偽は不明だが、この伝来情報は、『准后伝』には記されていない。

また、『延元礼節』については、前頁の表に示した撰述記事のほか、『伊勢記』元龜二年条にも次のように記されている。

十二月八日、西三条実澄卿自伊勢国上洛(三光院内府也、

此時国司授延元礼節及北畠垂相之書札於実澄、二云云。⁽²⁵⁾
これに関して注目されるのは、曾我尚祐(永禄元々(五禄元)寛永三)の著した書札作法書・『書札袖珍宝』の奥書である。左に示す。

右弘安礼節如斯趣不可勝数、然延元之比、北畠親房卿略其蕪詞被選出三百六十ヶ条畢、彼一卷当家雖令相伝、復去天正之比、亡父兵庫頭謁三光院令論談札明之、古例之内摘英拔萃者八十五ヶ条被記之也、其后近衛殿信輔公・菊亭右府遂一覽、被點頭之者乎、誠家伝之秘書、聊不可有他見者也、

曾我又左衛門尉

慶長拾五年九月日

尚祐

曾我喜太郎殿

「延元之比」に親房が選出した「三百六十ヶ条」というのは、『延元礼節』のことだろう。『准后伝』にも『伊勢記』にも、「延元礼節三百六十箇条」とある。そして、『伊勢記』によると元龜二年に国司(北畠具房)が三条西実澄に授けたという「延元礼節」は、『書札袖珍宝』奥書によると曾我家にも相伝されており、

天正の頃、尚祐の父・兵庫頭(助乗)と実澄が「論談札明」したのだという。その真偽は明らかでないが、伝本の存在も知られず、他書にも所見のない「延元礼節」について、『伊勢記』と『書札袖珍宝』奥書とがともに言及し、ともに三条西実澄の関与について記すことからは、『伊勢記』と『書札袖珍宝』奥書の情報源に、共通するものがあつたことが想定される。

『伊勢記』と曾我尚祐の著作とは、この他にも共通点が認められる。『伊勢記』には、曾我尚祐編『座右抄』(『和簡礼経』)所収の足利將軍の御内書十点が引用されているのである。小久保嘉紀氏によると、『座右抄』所収の御内書は「曾我氏独自の家伝の御内書案であると言える」ものであるから、『伊勢記』には曾我氏のもとに集積された情報が利用されているということになる。そうであるなら、『延元礼節』についての『伊勢記』の記載も、曾我氏所伝の情報を源泉としている蓋然性は高い。⁽²⁶⁾

以上、『准后伝』と『伊勢記』との典籍関係の記事について述べた。両書の記事が多く対応することからは、両書の密接な関係が確認できるが、『伊勢記』には、『准后伝』には記されない伝来情報を記し、その情報源を窺わせる部分がある。ここからみて、『准后伝』は『伊勢記』に集積された情報を用いている、と考えられるかもしれない。そうであるなら、『准后伝』は『伊勢記』以後の成立ということになる。しかし、事実はそのようではないようである。この点について、節を改めて述べる。

三、『准后伝』と『伊勢記』との先後

『准后伝』と『伊勢記』との先後関係について検討するにあたり、ここでも注目するのは、両書の任官叙位の記事である。

『伊勢記』蓬左本十七卷二十四冊は、『公卿補任』の任叙記事を月日の順に配列した冊（公卿補）と、それ以外のできごとを記した冊（本編）とに大きく分けられる。両者は最終的に統合されるものであり、現に、巻一（卷四）正応元年（文保二年）は統合が完了している。

そして注意されるのは、『伊勢記』巻五以下において、親房や頭家の任官叙位は、『公卿補任』が欠損する正中元年を除き、すべて、「本編」と「公卿補」との双方に記されていることである。単純に考えるなら、「公卿補」の任叙記事は『公卿補任』に基づくのに対し、「本編」のそれは、『公卿補任』ではない何かに基づくということになる。そして、「本編」の本文には、『准后伝』の本文と一致する部分があるのである。二例を示す。

▼頭家任左中將（元徳三年（元弘元年）正月）

・同十六日、兼左中將、賞父親房卿之有功、躬亦有才故也、

〔准后伝〕

・同十六日、「參議正四位上」源頭家兼左中將、賞父親房卿之有功、躬亦有才故也、

〔伊勢記〕本編

・同十六日、參議源頭家兼左中將、元在中弁、本経藏人頭、

亦補才故也、

（參議正四位上）北畠源頭家十四（正月十三日任。同十六日兼左中將（元）左中弁、不経藏人頭）。…〔公卿補任〕

「公卿補」の記事が『公卿補任』に基づくのに対し、「本編」の記事のうち、抹消されている「賞父親房有功、躬亦有才故也」という部分は、『准后伝』の本文とほぼ一致する。

▼頭家止上階（正慶二年（元弘三年）五月）

・同十七日、頭家卿止上階、十六歳、凡官人猶元弘元年八月也、

〔准后伝〕

・十七日、源頭家止上階、十六歳、凡官人猶辛未八月也、

〔伊勢記〕本編

・五月十七日：○參議從三位源頭家「止」上階〔復兼〕左中將…（參議從三位）北畠源頭家十六（五月十七日止上階。左中將。…）〔伊勢記〕公卿補

…〔公卿補任〕

ここでも、「本編」に「凡官人猶辛未八月也」とあるのは、『准后伝』に「凡官人猶元弘元年八月也」あるのと符合する。

このような現象は、典籍関係の記事にも認められる。たとえば、『准后伝』と『伊勢記』の『延元礼節』撰述記事（建武四年）は、左の通りである。

・春、南帝躬撰年中行事三卷、又命親房卿撰延元礼節三百六十

簡条、

〔准后伝〕

① 南朝躬操「製作」年中行事御秘抄三卷「云云、又延元礼節」

〔伊勢記〕本編

② 「此」春、又詔二品北畠親房増補弘安礼節而述「撰」延元礼節三百六十簡条

「云云、弘安礼節者後世多略弘安礼節撰述礼節以下諸家礼節」

〔伊勢記〕本編（行間）

『准后伝』は、「春」のこととして、『建武年中行事』撰述と『延元礼節』撰述とを連続して記している。これに対し、『伊勢記』は、①の記事では、「二月」のこととして、『建武年中行事』撰述について記した上で、続いて「又延元礼節」と記してこれを抹消し、次いで②において、「此春」のこととして、『延元礼節』撰述記事を補入している。『伊勢記』がなぜ『建武年中行事』の成立を「二月」としているのかは不明だが、『准后伝』と『伊勢記』の①の記事とは、『建武年中行事』撰述記事に続いて『延元礼節』について記すという点で共通しており、『伊勢記』の①の記事は、『准后伝』の記載に引きずられて「又延元礼節」と記してしまつたと考えられる。

このように、『伊勢記』蓬左本の「本編」には、『准后伝』を参照した痕跡がある。よって、『准后伝』は『伊勢記』に先行すると考えられる。とするなら、『准后伝』の成立は、『伊勢記』の編者神戸能房が没した寛文六年以前ということになる。

四、「神道文武中道」の思想

以上、『准后伝』は『伊勢記』に先行すると結論したが、なお注意すべきは、『准后伝』と『伊勢記』との思想的な一致である。

『准后伝』は親房の任権中納言（応長元年）について、「和漢文武学徳世已知之、故昇進如此、又常好読国書、覚神道之三徳、知有職之根源、立文武中道」と述べ、また、親房の薨去記事（文和三年）では、「准后賢才而始立神道文武中道、子孫学之」という。すなわち、『准后伝』は親房の思想を、「神道文武中道」と位置づけているのである。

これに対し、『伊勢記』にも、親房の「神道」・「文武中道」の思想について述べる部分がある。例えば、建武三年六月条では、「伊勢国司家説云」として、親房と万里小路藤房・楠木正成とを比較して、親房について「学神道而賢文武者也」としており、また、延文四年条の親房薨去記事（抹消）にも、「伊勢国司家説云」として、「准后病重、遺誠子孫曰、我子孫可貴主神道、敬皇法、守文武中道也」とある。³⁰ 以上に示した「伊勢国司家説」は、いずれもすべて抹消されているのだが、これらは、『准后伝』にいう親房の「神道文武中道」の思想と一致するものといえよう。

『伊勢記』が親房の「文武中道」の思想に言及するのは、右に示した「伊勢国司家説」の部分だけではない。親房の誕生についての記事（永仁元年正月条）にも、「成人之後、有文武才名」とあるし、嘉暦元年七月廿四日条の補入記事でも、鎌倉誅罰を望み

「王法興廢」について問うた後醍醐天皇に対し、親房は「以神皇伝授之三章文武中道古今存亡（神代）之上可焉」としたという。

さらに、『伊勢記』は、親房最後の北畠家における「文武中道」の思想の継承についても記している。例えば、天文三年春、国司北畠晴具と山田領浜七郷の任人が合戦に及び、文明以来の山田衆の「謀反」が四度に及んだことについて、左のようにいう。

《抑》先祖《当国司家大祖北畠一品准后》親房公敬神道有神忠、「以立」文武中道為家創業《故余慶敷》子孫「及」十代為伊勢国司、今偏落武道而不立文武中道（不顧）先祖「遺」誠者也、…

『伊勢記』は晴具について、親房の「文武中道」の「遺誠」を顧みず、武に偏ってしまったと批判する。逆に言うと、『伊勢記』において北畠家歴代は、親房の「文武中道」の思想を継承すべき存在とされているのである。

そして、『伊勢記』天正十五年条には、編者神戸能房の父・政房も北畠家の「神道文武法」を学んだことが記されている。

十二月、源政房元服、統神戸「友盛」家（十六歳）、号神戸清六郎、称源氏、為北畠一族、父勝政當時北畠家及神戸家之断絶、使政房学北畠家神道文武法、用割菱上羽蝶紋、子孫叶天運、任侍従已上、則可称北畠、云云、

『伊勢記』によると、政房の父・勝政は高嶋政光の子であり、政光は、北畠材親の子・神戸具盛の次男である。つまり、能房の父・政房も北畠親房の子孫であり、かつ、北畠家の「神道」・「文武」の思想を伝えてもいたということになる。換言すれば、『伊

勢記』という史書は、編者神戸能房の先祖・北畠親房から父・神戸政房に至る、北畠家の血と思想との継承について記したものとすることになる。

さらに、能房自身も「北畠家之神道」を学んでいたという。このことは、三島安精氏旧蔵の『二十一社記』奥書に記されている。北畠准后親房公之書、今世相伝者、凡有元元集、正統記、職原鈔、禁詠集、二十一社記、熱田本記、東家秘伝、神教秘伝等也。皆以日本神皇之道奉教後村上帝之書也。此二十一社記者、教皇帝及諸人等、職我朝神道之縁起、専祭祀致精誠、或悟三種之要道、拜眼前如之在神体、敬元々々々々之神明、而述守正無邪。故曰学神道者宜先習此書矣。即自若年、学北畠家之神道、常集数本間考之。或有古四条一品隆量卿之講本、或有近王坐官幣（生）之講本、皆題二十一社記而以真字記之。爰一日求得古本、覽之、只題諸社事、而交片假字記。按其所述可謂親房之正本矣。所有新本者、後人以真字写之乎。故其謬多。是以今合兩本、加校讎改其点、刊行以欲從後也。誠学神道者先可読此書也。源能房謹誌焉。延宝五（丁巳）冬霜月朔日写之。

能房はここで、『准后伝』にも見える親房の著作八種を挙げ、これらの内容について説明し、特に『二十一社記』の内容について詳述したうえで、自身について、若い頃より「北畠家之神道」を学んでいたという。先に見たとおり、『伊勢記』において、能房の父・政房は、「北畠家神道文武法」を学んだとされているか

ら、能房の学んだという「北畠家之神道」も、政房の学んだという「北畠家神道文武法」を継承するものだろう。

以上を要するに、『准后伝』が親房の思想を「神道文武中道」とするのに対し、『伊勢記』も、『文武中道』・「神道文武法」などと称する思想が北畠家に継承されてきたことを記しており、さらに、能房自身も北畠家の思想の継承者であったというのである。ここからみて、『准后伝』は、親房から能房へと連なる、北畠家の思想を継承する者の手になるものと考えられる。

では、『准后伝』はいつ、誰によって作成されたのだろうか。

本稿冒頭でも触れたとおり、平田俊春氏は『准后伝』が南朝の興国改元を延元五年とすることについて、興国改元を延元五年とする『統本朝通鑑』（寛文十年成立）の影響を受けたものとした。本稿で検討したとおり、『准后伝』は『伊勢記』に先行すると考えられ、『伊勢記』の編者・神戸能房は寛文六年に没しているから、平田氏の説は成り立たないと考えるが、『准后伝』が南朝の興国改元を延元五年としているのは、『統本朝通鑑』が興国改元を延元五年とした根拠である『元弘日記裏書』によるとみて問題ない。興国改元記事のみならず、『准后伝』には『元弘日記裏書』によるらしい記事があるからである。

そして、『元弘日記裏書』は、寛永年中に白河藩主榊原忠次が領内から『関城書』とともに発見したものとされている。榊原忠次が白河藩主となったのは寛永二十年である（『三百藩藩主人名辞典』一）から、『元弘日記裏書』を利用する『准后伝』は、寛

永二十年以後の成立と考えられる。

一方、能房の著・『勢州軍記』の序によると、能房の父・政房は、蒲生家に奉えてその領国伊予で没し、蒲生忠知の逝去によって蒲生家が断絶すると、能房は牢人となって伊勢に戻ったという。蒲生忠知の死没は寛永十一年（『三百藩藩主人名事典』四）であるから、政房の死没も寛永十一年以前と考えられる。とするなら、寛永二十年以後の成立と考えられる『准后伝』は、能房の著作と考えるのが、最も蓋然性が高い。

おわりに

以上、『准后伝』と『伊勢記』との比較により、『准后伝』は『伊勢記』に先行するものであり、その成立時期は寛永二十年から寛文六年の間と考えられること、そして、作者は神戸能房である蓋然性が高いことを述べた。

北畠家の血を引き、北畠家の神道を学んだという能房にとって、親房は自らのアイデンティティーの源泉に他ならなかったことだろう。蒲生家断絶後、牢人となった能房の著述活動について、榊原千鶴氏は、「出自を明らかにし、先祖の偉業を顕彰する、あるいは現体制を寿祝しつつ、それに災いをもたらす邪教キリスト教を非難してみせる、などの方法をもって、自己の存在の正統性と価値を主張し、かつそれに見合わない現状を訴える牢人の積極的活動の跡と位置付けうる」とされる。これに加え、前掲の『二十一社記』奥書によると、能房は同書の伝本を集め、校訂して刊行

しようとしており、また、慶安五年六月には、親房の「神道秘伝之書」たる『東家秘伝』を伊藤栄治に相伝している。さらに、紀州藩石橋家「家乗」は、能房を「職原之士」と称しており、能房が『職原抄』についての学問的活動を行っていたことも窺える。このような学問的活動を行っていた能房にとって、親房は自身の学問の源泉でもあったのである。ここからも、能房が親房の伝記を著す必然性が理解されるだろう。

注

- (1) 久保田収『北畠父子と足利兄弟』（皇學館大学出版部、昭52）。以下、氏の論はすべてこれによる。
- (2) なお、『国書総目録』所掲の「北畠准后伝」は、『鷲峰林学士文集』所収「源親房伝（並註）」（辛亥季秋）の写本であり、本稿が対象とするものとは内容が異なる。
- (3) 山田孝雄『神皇正統記述義』（民友社、昭7）所収。以下、氏の論はすべてこれによる。
- (4) 大島延次郎『吉野時代東北勤王史』（春秋社松柏館、昭20）。以下、氏の論は全てこれによる。
- (5) ただし、この系図が「天正四年に尽きてある」のは、同年の北畠家の滅亡までを記したもので、系図が作成された時期とは関わらないとも考えられる。よって、本稿ではこの系図は検討対象としない。
- (6) 平泉澄「百代の国師北畠親房公」（平泉監修『北畠親房公の研究』日本学研究所、昭29。増補版（皇學館大学出版部、昭50）による）。以下、氏の論は、特に断らない限り、すべてこれによる。
- (7) 平田俊春「神皇正統記著作の対象と目的―学説の展開とその批

判」（『神皇正統記の基礎的研究』雄山閣出版、昭54）。

- (8) 例えば、『続本朝通鑑』に先行する『桜雲記』には、『元弘日記裏書』に基づく記事がある（拙稿「南方紀伝」・『桜雲記』の成立時期の再検討」（『語文』91、平20・12））。
- (9) 拙稿「神戸能房編『伊勢記』の著述意図と内容的特徴」（『待兼山論叢 文学篇』44、平22・12）。
- (10) 群書類従活字本による。
- (11) 久保田収前掲書（注1）。
- (12) 以下、『准后伝』は、国立歴史民俗博物館所蔵の田中勘兵衛旧蔵本（以下、歴博本と称す。整理名「准后親房伝」）により、返り点・送り仮名は省略した。同本は『田中穰氏旧蔵典籍古文書目録』・『古文書・記録類編』（『歴史民俗博物館振興会、平12』）に「江戸時代後期写」とされる通り、書写年代は近世後期以後と思われるが、歴博本と東京大学史料編纂所蔵本・神宮文庫蔵本とは、僅かながら誤写とは考えにくい相違があり、歴博本が現存諸本の共通祖本とは断じがたい。
- (13) 『伊勢記』には、延文四年条にも親房の薨去記事があるが、こちらはすべて抹消されている。親房の薨去を延文四年とするものには、『細々要記』（改定史籍集覧所収『七卷冊子』・『桜雲記』・『北畠親房卿御伝記』・『諸家伝』）があり（久保田収前掲書（注1））、『伊勢記』延文四年条の親房薨去記事は、これらと同じ情報源によるものと考えられる。なお、以下、『伊勢記』の引用は、名古屋市蓬左文庫所蔵の稿本（以下、蓬左本）による。同本の各冊は、『公卿補任』の補任記事を年月日の順にまとめた冊（以下「公卿補」と仮称）と、その他のできごとを記した冊（以下「本編」と仮称）とに大きく分けられるが、両者は最終的には統合されるものであり、現に、巻四までは統合が完了している。以下に示す引用は、特記しない限り「本編」による。また、同本には補

入や抹消が多く施されているが、これを紙面に表現するのは困難であるため、引用に際しては、補入部分は本文中の補入すべき位置に「」を付して示し、割注部分は「〜」により、割注として記すべき符号の付されている部分は「〜」により示す。また、抹消されている文字は、該当する文字の上に「」を付して示し、文字の順序の入替が指示されている部分は、指示に従った順序を数字を付して示した。

(14) 『公卿補任』(新訂増補国史大系本、以下同)は公量について、永仁「五六十四正五下(賜去正月廿九位記)」とし、資親についても、永仁「五正廿九正五下」とする。

(15) 『准后伝』徳治二年条の「十一月一日、辞弁、任彈正大弼、頼俊朝臣加弁間、腹立之余歟」という部分も、『公卿補任』延慶元年親房項には、ほぼ同文で見える。

(16) 注(9) 拙稿。

(17) 大島氏は親房の任兵部権大輔について、『公卿補任』が正安二年閏七月十四日とするのに対し、『准后伝』は同月廿四日に作るとしているが、歴博本は、十四日とする。

(18) この経緯については、中村直勝「北畠親房公景伝」(星野書店、昭18)七七〜七八頁参照。

(19) 大島氏は、『准后伝』に記される親房の法名を「覚玄」とするが、歴博本には「覚元」とある。なお、親房の法名は、はじめ宗玄、のち覚空(『国史大辞典』「北畠親房」項、我妻建治執筆)。

(20) 注(9) 拙稿。

(21) 所功「建武年中行事」の成立と影響」(『宮廷儀式書成立史の再検討』国書刊行会、平13)、平田俊春前掲論文(注7)、白山芳太郎「職原鈔の基礎的研究」(神道史学会、昭55)、加地宏江「中世歴史叙述の展開―『職原鈔』と後期軍記―」(吉川弘文館、平11)参照。なお、親房の奥書に「延元四年秋」という『神皇正統

記』の成立を、両書が「九月」とするのは、後醍醐天皇の崩御が同年八月十六日であることから推定したものと考えられるが、『建武年中行事』について、『准后伝』が「春」とし、『伊勢記』が「二月」とする根拠は、不明。また、親房古今注については、『大日本史料』正平九年四月十七日条所掲の同書奥書に「正平年中」とあるが、この異本注記は『准后伝』によるものの可能性がある。

(22) なお、平田俊春「元元集の成立と神皇正統記」(平田俊春前掲書(注7))によると、『元元集』の成立は延元二年九月から同三年九月の間と考えられ、『二十一社記』「東家秘伝」の成立は『元元集』成立以後と考えられる。

(23) 平泉澄前掲論文(注6)によると、『熱田本記』は『本朝書籍目録外録』に見え、また、『獲麟書』は『関城書』を指すものと考えられる。

(24) 「鹿嶋神主中臣某」は、あるいは鹿島大宮司中臣則敦か。則敦は鹿島大宮司則広の男で、承応二年に大宮司となり、万治三年四月から九月まで在洛、吉田家で十八神道行法・宗源行事を伝受している。近藤喜博「近世、鹿島神宮の教学」(『神道史研究』211、昭29・1)、天理大学附属天理図書館吉田文庫蔵「御広間雑記」、同文庫蔵「万治三年日記」(幡鎌一弘「中臣和之日記」(万治三年)、『ヒブリア』132、平21・10)、幡鎌一弘編「吉田神道家」御広間雑記」の記載項目のデータベース化と神道記録の研究」(平成15年度〜17年度科学研究費補助金研究成果報告書、平18)所収「御広間雑記インデックス項目一覧(慶安3年〜寛文13・延宝元年)」参照。

(25) この年に実澄が伊勢から帰洛したことは、『公卿補任』元龜二年実澄項に、「八月廿日在国(伊勢)。十二月四日上洛」と見える。

(26) 国立国会図書館蔵本(W三六五N一四)による。なお、この

奥書と『書札袖珍宝』の内容については、小宮木代良「曾我流書札書諸本と『書札法式』について」(『江戸幕府の日記と儀式史料』吉川弘文館、平18)参照。

(27) 注(9) 拙稿。

(28) 小久保嘉紀「織豊期における書札礼故実の集積と、近世故実書の成立への展開―曾我尚祐『和簡礼経』を中心に―」(『織豊期研究』11、平21・10)。

(29) 曾我尚祐と神戸能房との接点は明らかでないが、尚祐とその父・助乗は、足利義昭に、次いで織田信雄に仕えており(小久保嘉紀前掲論文(注28)など)、一方、『伊勢記』によると、これと同じ頃に、神戸能房の祖父・高嶋勝政は伊勢国飯高郡船江におり、北畠家滅亡後は織田信雄に属していたらしい。ここから考えて、能房と尚祐との関係の背後には、織田信雄家臣団の人脈があったのかもしれない。

(30) 注(13)で触れたように、親房の薨去を延文四年とする資料には数種があるが、うち、『北畠親房御伝記』は、親房薨後の北畠家の繁栄を、「准后親房公所以用神道教文武也」と記している点で、『伊勢記』と共通する。『伊勢記』延文四年条の親房薨去記事は、『北畠親房御伝記』に基づくものかもしれない。『北畠親房御伝記』と『准后伝』との関係については、機会を改めて論じたい。

(31) なお、『伊勢記』蓬左本には、ところどころに編者能房の思想や主張の反映と思われる記載があるが、これらの多くは抹消されている。これは、『伊勢記』編纂の途中で、例えば藩への提出など、何らかの公的な性格が加わったことを示すものかもしれない。

(32) 現所在不明。三島安精『校註二十一社記』(明世堂書店、昭18)所掲により、適宜句読点を追加した。なお、この奥書について、平泉澄前掲論文(注6)は、「延宝五〔丁巳〕冬霜月朔日写之」

までを能房のものに見なしているが、能房は延宝五年には既に没している。能房の奥書は、「源能房謹誌焉」までと見るべきだろう。また、この奥書で能房は、「二十一社記」の諸本を収集し、「親房之正本」というべき伝本を得たと述べているが、これは『伊勢記』暦応四年条の『二十一社記』撰述記事(前掲、一八頁)と関わるものだろう。

(33) 後醍醐天皇の笠置遷幸を元弘元年八月「廿四日」とし、同天皇の隠岐出御を同三年二月「廿四日」とし、さらに、延元三年の義良親王・親房らの東国下向について、「九月十一日」に「伊豆崎」で大風に遭ったとするなどの点で、『准后伝』と『元弘日記裏書』とは一致する。

(34) 平田俊春前掲論文(注7)。なお、榊原忠次が発見したという原本は伝存不明だが、国立公文書館には、忠次と親交のあった林鷲峰の自署と印記を有する『関城書并裏書』(平泉澄「関城書并護」(『伝統』至文堂、昭15)参照)が蔵されている。その内容は、冒頭に「裏書」と題して『元弘日記裏書』を書写し、続いて白紙一丁を挟んで『関城書』を書写し、さらに丁を改めて正保四年春の鷲峰の考証を付したものである。鷲峰手沢本において、『関城書』と同じ冊に、「裏書」として『元弘日記裏書』が書写されていることから、『元弘日記裏書』は『関城書』の裏書として発見されたものと考えられる。そして、『関城書』については、『続本朝通鑑』延元三年閏七月二日条の注に「寛永年中源忠次為白河城主時。聞彼民為道忠末裔。搜索其家。得結城系図及旧記数葉并親房遺闕城書於反古堆中」(国書刊行会本)とあり、同書が寛永年中に榊原忠次によって発見されたことが知られる。

(35) なお、一七頁に示したように、『伊勢記』には、能房の参照した史料の名が多く記されているが、『准后伝』の名は、『伊勢記』には見えない。これも、『准后伝』が能房の作であることの傍証

となるだろう。

(36) 榊原千鶴「牢人神戸良政の著述活動―近世初期にみる『平家物語享受の背景』」(『平家物語 創造と享受』三弥井書店、平10)。

(37) なお、三島安精前掲書(注32)によると、三島氏蔵「二十一社記」(前掲の奥書を有する伝本とは別)には、源良政(＝神戸能房)の奥書に続き、「元禄四年(辛未)五月廿六日写之(方均子)という奥書がある。「方均子」は紀州藩士渋谷幽軒(慶安二)享保一八。倉員正江「渋谷幽軒著『北窓俚談』に見る仮名草子・浮世草子の享受―近世説話と教訓性を再考する―」(『西鶴と浮世草子研究』3、平22・5)か。この本が書写された「元禄四年」は能房没後二十五年にあたるが、幽軒は紀州藩士であり、かつ、その著『北窓俚談』や『神道俗論』では、神道の優越が主張されている(倉員正江前掲論文)。これに対し、「北島家之神道」を伝える能房も、晩年には紀州和歌山にいたらしい(注9拙稿)から、幽軒の神道思想への能房の影響も想定できる。

(38) 同書神宮文庫蔵本(一門三〇五号)奥書。平泉澄「東家秘伝の識見」(『神道史研究』112、昭28・4)、注(9)拙稿。

(39) 『家乗』(和歌山大学紀州経済史文化史研究所編『紀州藩石橋家乗』一)寛文六年十一月十二日条、榊原千鶴前掲論文(注36)。

〔付記〕本稿は、平成23年度科学研究費補助金(研究活動スタート支援、課題番号P22820037)「近世成立の南朝関係の史書に関する文献学的・史料論的研究」の成果の一部である。

(せた・みちお 本学大学院助教)